◎新潟県告示第690号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年新潟県条例第42号)第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により、平成17年6月新潟県告示第1360号(新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額)の一部を次のとおり改正する。

平成30年6月15日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後		改	正	前
	左据 目	: 4:A	1			
1 年齢階層、最低限度額、最高限度額			1	1 年齢階層、最低限度額、最高限度額		
年齢階層	最低限度額	最高限度額		年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,748円	13,284円		20歳未満	<u>4,751円</u>	13,287円
20歳以上25歳未満	5,377円	13,284円		20歳以上25歳未満	5,333円	13,287円
25歳以上30歳未満	5,967円	14, 255円		25歳以上30歳未満	5,894円	13,958円
30歳以上35歳未満	6,304円	17,353円		30歳以上35歳未満	6,233円	16,456円
35歳以上40歳未満	6,673円	19,286円		35歳以上40歳未満	6,654円	19,157円
40歳以上45歳未満	6,926円	21,393円		40歳以上45歳未満	6,893円	21,279円
45歳以上50歳未満	7,020円	23,905円		45歳以上50歳未満	<u>7,031円</u>	24, 269円
50歳以上55歳未満	6,812円	25, 257円		50歳以上55歳未満	6,792円	25,630円
55歳以上60歳未満	<u>6,313円</u>	24,859円		55歳以上60歳未満	<u>6,191円</u>	24,976円
60歳以上65歳未満	5,142円	19,726円		60歳以上65歳未満	5,009円	20,297円
65歳以上70歳未満	3,930円	15, 291円		65歳以上70歳未満	3,920円	15,558円
70歳以上	3,930円	13,284円		70歳以上	3,920円	13,287円

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。